

〈被災者生活再建支援法が、道内全域で適用になりました〉

北海道は、9月26日、道内全域において被災者生活再建支援法を適用することを決定しました。

本号では、同法の適用により、受けられることになる支援制度(被災者生活再建支援制度)について説明します。

Q1 生活再建支援制度とは？

→ 生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、最大300万円の支援金を支給する制度です。

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。
- ④住宅が半壊し、大規模な修理を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)が対象です。

※ 「全壊」「半壊」の認定には、「り災証明書」が必要となります。

(り災証明書の詳しい説明は、札幌被災者支援ニュース第1号をご覧ください。)

⇒ 対象となった場合、次の二つの支援金が支給されます。

(世帯が1人の場合は、該当欄の金額が4分の3になります。)

ア 住宅の被害に応じて支給される支援金(基礎支援金)

住宅の被害の程度	全壊・解体・長期避難 (上記①②③に該当)	大規模半壊 (上記④に該当)
支給額	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給される支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※申請先は各市町村です。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

Q2 り災証明書における被害認定に納得がいきません。どうすればよいでしょうか。

→ り災証明書における被害認定に納得がいけない場合には、市町村に申し出ることで、再調査を受けることができます。

再調査の申出の前に、調査の際にどのような点を重点的に見てもらうべきかなど再調査のポイントについて弁護士や建築士に相談することをおすすめします。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。
なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。